

『男女共同参画社会基本法』ができるまで

戦後～

日本の男女共同参画社会形成の大きな転機は、戦後になっての婦人参政権や「すべての国民は法の下に平等である」と明記された「日本国憲法」の制定にあります。1945（昭和20）年に発足した国際連合（国連）は、女性の人権問題を重視、翌年「婦人の地位向上委員会」を設置し国際基準作りを始めました。

国連の動き



- 1952 女性の参政権に関する条約
- 1957 既婚女性の国籍に関する条約
- 1962 婚姻の同意、婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約
- 1966 国際人権規約
- 1967 女性差別撤廃宣言

国際連合発足・国連憲章

1946年
女性の地位委員会設立

国際婦人年(国連で制定)
第1回世界女性会議
3月8日は「国際女性デー」

「女子差別撤廃条約」採択

国連は、1975（昭和50）年を「国際婦人年」とすることを議決後、男女平等に向けた取組みの原点になっている「女子差別撤廃条約」を採択、「国連女性の10年」を設定。この条約は、男女が固定的な役割を持つという考え方をやめ、性別によって役割を決めるのではなく、「自分らしく」生きることが目標としています。女性の地位や差別撤廃の取組みは、国連主導のもと世界的な規模で進められています。

「女性の暴力の撤廃に関する宣言」

女性に対する肉体的、心理的、性的暴力の根絶を宣言

「女性差別撤廃条約選定議定書」採択

個人通報や調査ができる制度。現在100か国以上批准していますが、日本の批准はまだです。



1945
昭和20年12月

1945年の敗戦まで、日本の社会に女性の市民権はありませんでした。

●女性参政権実現

1947
昭和22年4月

●『日本国憲法』成立

1947
昭和22年



優生保護法 公布

1948
昭和23年

日本が80番目の国連加盟国となり、国際社会に復帰

1956
昭和31年

売春防止法 公布

1957
昭和33年

1960年代後半～70年、性差別撤廃や女性の抑圧からの解放を求めた運動が展開されました。

1975
昭和50年

▶婦人問題企画推進本部設置

1979
昭和54年

▶「女子差別撤廃条約」日本が署名（世界で72番目）

▶批准に向けて、国籍法の改正、男女雇用機会均等法の制定、労働基準法の改正、高校の家庭科の女子のみ必修から男女とも選択必修への取組みが始まる。

1980
昭和55年

▶「女子差別撤廃条約」日本が批准

・1985年以降外国人と結婚した日本の女性も自分の子に日本国籍を持たせられるようになりました。

1985
昭和60年

▶「男女雇用機会均等法」施行

〔募集・採用、配置、昇進や定年・退職・解雇まで男女の差別を行ってはいけない法律が制定されました。〕

1986
昭和61年

▶男女共同参画室設置

学習指導要領が改訂され、家庭科が男女共修になりました。

1993
平成5年

▶『男女共同参画社会基本法』公布、施行



1994
平成6年

▶『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』



1996
平成8年

2001年 第1回「男女共同参画週間」6/13～6/25

2007
平成19年

▶「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和のための行動指針」



2015
平成27年

『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』

2018
平成30年

『政治分野における男女共同参画の推進に関する法律』

日本の動き

衆議院議員選挙で初めて女性が投票39名の女性国会議員誕生！

教育基本法・労働基準法成立（男女共学、機会均等・同一労働同一賃金）
改正民法公布（「家」制度廃止）

男女ともに学ぶ「家庭科」（実際は女子向け裁縫養育）は1968年から中学で男子が「技術」、女子が「家庭科」となりました。
高校では、1970年から女子のみ必修とされましたが、「女性差別撤廃条約」批准を機に、1994年から中高校とも男女共修となりました。

東京地裁で
1966年 女子労働者の結婚退職制に違憲判決
1969年 女子30歳定年制の無効判決

・2001 児童買春、児童ポルノ禁止法
・子どもの面前で行われる配偶者からの暴力を伴う言動は、児童虐待にあたることも明確化されています。